

回数券は“使えなくなるリスク” も考えて購入を！

【事例1】

理髪店で5回分の散髪代で6回散髪出来るという回数券を購入していたが、電話をかけてもつながらない。前触れもなく倒産したようだ。未使用の券が残っている。(80歳代 男性)

【事例2】

マッサージ店で20回分の回数券を買った。その後、急に高齢の父の介護で長期帰省することになったので、未使用の回数券を払い戻してもらおうとしたが、社内規定により払い戻し出来ないと言われた。(60歳代 女性)



【ひとこと助言】

- いろいろなお店で発行している「割安になる」「特典が付く」等でお得感のある回数券ですが、未使用でも払い戻しされない場合があります。自分や家族の健康状態、急な転勤等で先々通うことが困難になることもあります。期間内に使い切れるかどうか、購入する前によく考えましょう。
- 回数券の利用方法・払い戻し等については各事業者が定めた約款等に従うこととなります。事業者が倒産してしまうこともあり、払い戻しが出来るとは限りません。購入する前にしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、八王子市消費生活センター（相談専用電話042-631-5455）にご相談ください。

ドライブレコーダーの使用にご注意ください



～ SDカードの異常で映像が記録されないこともあります ～

自動車のフロントガラスなどに取り付け、車の運行状況を記録するドライブレコーダー。事故やトラブル発生時に映像を確認したところ、録画されていなかったという相談が寄せられています。

データの記録に用いられるSDカードは、繰り返しの記録により劣化する消耗品です。SDカードの異常の検出や通知方法は、ドライブレコーダーによって異なるので、取扱説明書等で確認しましょう。また、正常に映像が記録されているかを定期的に確認し、SDカードのメンテナンスも定期的に行いましょう。



(国民生活センター「くらしの危険No.346」より引用)

ハガキによる「架空請求」にご注意ください！

右のような内容のハガキが届いています。
(封筒やメールのこともあります。)

これは架空請求です。

絶対に連絡してはいけません。

あわてて連絡をしてしまい、金銭をだまし取られるなどの被害が出ています。

不安に思った時は、消費生活センターにご相談ください。

こんなハガキが届いたら・・・

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号 (○) ×××

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までに・・・

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。



まずは
ご相談を